

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 7 年度
計画主体	那須塩原市

那須塩原市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名

環境戦略部ネイチャーポジティブ課

所在地

那須塩原市共墾社108番地2

電話番号

0287-74-2602

FAX番号

0287-62-7202

メールアドレス

nature-positive@city.nasushiobara.tochigi.jp

目 次

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域	1
2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針	1
(1) 被害の現状（令和3年度）	1
(2) 被害の傾向	1
(3) 被害の軽減目標	2
(4) 従来講じてきた被害防止対策	2
(5) 今後の取組方針	3
3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項	4
(1) 対象鳥獣の捕獲体制	4
(2) その他捕獲に関する取組	4
(3) 対象鳥獣の捕獲計画	5
(4) 許可権限委譲事項	6
4. 防護柵の設置等に関する事項	6
(1) 侵入防止柵の整備計画	6
(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組	6
5. 生息環境管理その他被害防止策に関する事項	7
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項	7
(1) 関係機関等の役割	7
(2) 緊急時の連絡体制	8
7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項	8
8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項	8
(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法	8
9. 被害防止施策の実施体制に関する事項	9
(1) 協議会に関する事項	9
(2) 関係機関に関する事項	9
(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項	9
(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項	9
10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項	9

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンジカ、ニホンザル、イノシシ、ツキノワグマ、ハクビシン、アライグマ、鳥類（カルガモ、ハシボソガラス、ハシブトガラス、カワラヒワ、カワウ、ゴイサギ、ダイサギ、アオサギ、キジバト、キジ、スズメ）
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	那須塩原市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
ニホンジカ	稲、豆類、雑穀、飼料作物、野菜	被害金額 5,063千円 被害面積 311 a
	スギ、ヒノキ、その他針葉樹及び広葉樹	被害金額 3,838千円 被害面積 142 a
ニホンザル	稲、果樹、野菜	被害金額 4,869千円 被害面積 90 a
イノシシ	稲	被害金額 622千円 被害面積 49a
ツキノワグマ	スギ、ヒノキ、その他針葉樹及び広葉樹	被害金額 2,093千円 被害面積 67a
ハクビシン	果樹、野菜	被害金額 2,041千円 被害面積 76a
鳥類	稲、麦類、飼料作物、野菜	被害金額 11,893千円 被害面積 482a

(2) 被害の傾向

<p>【ニホンジカ】 市の北部と西部を中心とした山間地域に生息しており、特に西部の塩原地区の山間部及びそこに接する平野部において、農作物被害が発生している。近年では、市の東部の山間部での生息も確認されている。また、市内の日光国立公園内での希少野生植物を含む湿生植物への食害及び樹木の剥皮被害も増加している状況である。</p> <p>【ニホンザル】 山間部及びそれに接する平野部に生息しており、通年で果樹や野菜の食害が報告されている。近年では市街地においてハナレザルの出没も見られ、敷地内への侵入や家庭菜園等の食害も発生している。</p> <p>【イノシシ】 市の北部と西部を中心とした中山間地域に主に生息している。イモ類の掘起</p>
--

しや畦畔を崩壊させる等の被害が通年で発生しており、山間部に接する平野部での被害が多くなっている。

【ツキノワグマ】

山間部及びその山際に生息しており、特に夏に山間部に接する平野部の畑に出没し、デントコーンの食害が多数報告されているが、近年では山間部から離れた場所でも出没やトウモロコシの食害が発生している。また、人里近くや住宅が多く存在する地域でも目撃があり、令和7年度においては市街地におけるものを含め、3件の人身事故があった。

【ハクビシン】

平野部に生息しており、農作物の被害だけではなく、家屋侵入等、通年で被害がある。近年では市街地における家庭菜園等の食害も発生し、被害件数も増加している。

【鳥類】

カラス類…市内全域に生息しており、山間部から平野部にかけて夏に被害が発生している。農作物の被害の他に、糞害や家畜へのいたずらも報告されている。

サギ類…黒磯地区、西那須野地区の平野部（田園等）において、主に4月～9月に農作物の被害が発生している。

(3) 被害の軽減目標

指標		現状値 (令和4～6年度平均)	目標値 (令和10年度)
二ホンジカ	被害金額	6,523千円	5,218千円
	被害面積	566 a	453 a
二ホンザル	被害金額	5,172千円	4,138千円
	被害面積	292 a	233 a
イノシシ	被害金額	2,721千円	2,177千円
	被害面積	460 a	368 a
ツキノワグマ	被害金額	622千円	497千円
	被害面積	158 a	126 a
ハクビシン	被害金額	1,288千円	1,030千円
	被害面積	57 a	46 a
鳥 類	被害金額	12,680千円	10,144千円
	被害面積	971 a	777 a
合 計	被害金額	29,006千円	23,204千円
	被害面積	2,504 a	2,003 a

※被害金額・面積は、農業被害の数字

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・那須塩原市鳥獣被害対策実施隊及び猟友会の協力のもと、大型囲い罠・箱罠・くくり罠・銃器による捕獲活動の実施 ・狩猟免許取得費助成 ・大型囲い罠・箱罠・くくり罠の購入と設置 ・センサーカメラの設置による見回りの省力化、効率的な捕獲 	<ul style="list-style-type: none"> ・狩猟者の高齢化や捕獲の担い手の確保、育成 ・銃の所持許可にかかる費用負担 ・見回りの負担軽減 ・実施隊の鳥獣被害防止活動に対する意識向上
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・個人や団体において防護柵の設置 ・防護柵設置費助成 ・鳥獣対策巡視員による追払い活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の自衛意識の向上 ・個人単位ではなく、集落単位での獣害対策 ・生産者の高齢化による防護柵の維持管理の不徹底
生息環境管理その他の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・とちぎの元気な森づくり里山林整備事業による緩衝帯整備 ・獣害対策アドバイザー派遣 ・農業被害防止対策サポーター事業の活用 ・那須塩原市鳥獣被害対策実施隊の初任者研修の開催、技能習得に係る研修会への参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民への鳥獣に対する知識の啓発 ・アドバイザー派遣後、サポーター事業活用後の地域での技術の伝承及び活動継続

(5) 今後の取組方針

<p>野生鳥獣の適正な個体数管理を図る施策を総合的かつ効果的に推進し、もって地域の振興と農林産業の発展に寄与し、併せて生物多様性の保全された自然共生社会の実現を図る。</p> <p>【実施隊を中心とした被害防止活動】 従来の地区ごとの猟友会ではなく、市全体として隊員同士が連携して捕獲を行うことにより、個体数減につなげる。 被害の現地確認、被害対策指導等を行うことにより、被害軽減につなげる。</p> <p>【狩猟免許助成】 取得の促進を図り、担い手の育成や支援を行う。</p> <p>【新規猟銃取得助成】 猟銃の新規取得に係る費用負担の軽減を図り、捕獲活動の支援を行う。</p> <p>【防護柵設置助成】</p>

圃場への獣の物理的な侵入を阻止し、被害を防止するとともに設置時の費用負担を軽減する。

【ドラム缶罠、くくり罠、箱罠の購入と設置】

クマを対象としたドラム缶罠、シカ・イノシシを対象としたくくり罠、クマ・サル・イノシシを対象とした箱罠について購入し、鳥獣被害対策実施隊に貸与し、捕獲の支援を行う。

【大型罠の購入と設置】

一度に捕獲できる個体数が増えることにより、管理上の手間を省き、個体数を減らす。

【獣害対策アドバイザー派遣】

住民等への防除指導や鳥獣対策への意識改革により、被害の軽減や住民主体での防除活動が継続できるようにする。

【住民への普及啓発活動（広報誌への掲載等）】

広報誌、ホームページへの掲載、みるメールの配信、学校等への出前講座、ツキノワグマの専門家によるレクチャーを開催することなどにより、鳥獣に関する正しい知識や考え方を周知するとともに、市民が自ら獣害対策に取り組むきっかけ作りにつなげる。

【近隣市町との捕獲時期の統一調整】

広域的な連携を図ることにより、獣の取り逃がしを防ぎ、個体数減につなげる。

【ICT技術の活用による捕獲活動】

センサーカメラ等を効果的に活用し、罠の見回り回数の減少等、管理者の負担を減らす。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

那須塩原市鳥獣被害対策実施隊及び地元猟友会と連携し活動していく。住民からの通報があった際は迅速に隊員を派遣し、被害防止のアドバイスや捕獲を行う。

実施隊員は市職員及び地元猟友会の希望者にて構成する。

捕獲を確実に遂行するため、ライフル銃を所持させる。

捕獲行為が、希少猛禽類その他の野生生物の生息に支障とならないように配慮する。

住民が捕獲許可を得て捕獲したハクビシン、アライグマの取扱いについては、処分方法のアドバイスや必要に応じて処分のほう助を行う。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度	全対象鳥獣	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣被害防止総合対策交付金、指定管理鳥獣対策事業交付金の活用による捕獲活動の実施 ・クマ用箱罠、ドラム缶罠、くくり罠の購入及び貸与 ・実施隊による大型罠の管理 ・狩猟免許取得の促進及び補助 ・新規猟銃取得の補助 ・報償金の活用による捕獲の促進 ・獣害対策アドバイザー派遣による有害捕獲に関する住民学習会の開催
令和9年度	全対象鳥獣	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣被害防止総合対策交付金、指定管理鳥獣対策事業交付金の活用による捕獲活動の実施 ・箱罠、小動物用箱罠、くくり罠の購入及び貸与 ・大型わなの購入及び設置 ・実施隊による大型罠の管理 ・狩猟免許取得の促進及び補助 ・新規猟銃取得の補助 ・報償金の活用による捕獲の促進 ・獣害対策アドバイザー派遣による有害捕獲に関する住民学習会の開催
令和10年度	全対象鳥獣	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣被害防止総合対策交付金、指定管理鳥獣対策事業交付金の活用による捕獲活動の実施 ・箱罠、くくり罠の購入及び貸与 ・実施隊による大型罠の管理 ・狩猟免許取得の促進及び補助 ・新規猟銃取得の補助 ・報償金の活用による捕獲の促進 ・獣害対策アドバイザー派遣による有害捕獲に関する住民学習会の開催

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

<p>捕獲計画数等の設定の考え方</p> <p>捕獲計画数については、近年の捕獲実績を参考に設定する。</p> <p>【二ホンジカ】 近年、二ホンジカは、目撃報告や捕獲頭数が増えていることから、市内での生息域が拡大していると推測する。農作物被害額においては、二ホンジカは全体に占める割合が高く捕獲を強化する。</p> <p>【二ホンザル】</p>

農作物被害は横ばい傾向であるが、全体に占める割合が高い。また、一部地域では住宅地周辺での目撃報告が増えているため、捕獲を実施する。

【イノシシ】

イノシシは、豚熱の影響から一時は目撃や被害報告が減少傾向にあったが、近年は被害相談件数が増加傾向にあることから、捕獲を強化する。

【ツキノワグマ】

近年里山だけでなく、市街地への出没や人身被害も発生しており、生息数が増加していると想定される。農作物被害だけでなく、人身被害を未然に防ぐため、集中的に捕獲を強化する。

【カモ類・カラス類・サギ類】

鳥類における農作物被害及び捕獲数は減少傾向であるが、全体に占める被害の割合は依然として高いため、捕獲を実施する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
二ホンジカ	910頭	910頭	910頭
二ホンザル	150頭	150頭	150頭
イノシシ	120頭	120頭	120頭
ツキノワグマ	17頭	17頭	17頭
カモ類	110羽	110羽	110羽
カラス類	180羽	180羽	180羽
サギ類	20羽	20羽	20羽

捕獲等の取組内容

【二ホンジカ・イノシシ・二ホンザル】

市内全域において通年で大型囲い罠、箱罠、くくり罠、銃器を使い捕獲する。

【ツキノワグマ】

被害の発生や発生するおそれがある場合において、箱罠又はドラム缶罠で捕獲する。捕獲した個体については、ツキノワグマが指定管理鳥獣に指定されたことにより、学習放獣は実施しない。

【カモ類、カラス類、サギ類】

市内全域を対象に実施時期及び区域を考慮しながら、適切な方法により捕獲する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

イノシシ、二ホンジカによる農業被害が多く発生している。基本的には通年で罠による捕獲活動を中心にし、これらの止め刺しの際にライフル銃を使用す

る。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
那須塩原市全域	許可権限移譲済み

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
ニホンジカ ニホンザル イノシシ ツキノワグマ ハクビシン アライグマ	<ul style="list-style-type: none"> ・那須塩原市農作物鳥獣被害防止柵設置事業費補助金により、市内の農地を耕作する農産物生産者等を対象に、野生鳥獣防護柵の資材購入費を助成する。 <p>整備延長：8,500m</p> <p>※柵の種類については、現地の形状や対象鳥獣の被害状況を基に検討する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・那須塩原市農作物鳥獣被害防止柵設置事業費補助金により、市内の農地を耕作する農産物生産者等を対象に、野生鳥獣防護柵の資材購入費を助成する。 <p>整備延長：8,500m</p> <p>※柵の種類については、現地の形状や対象鳥獣の被害状況を基に検討する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・那須塩原市農作物鳥獣被害防止柵設置事業費補助金により、市内の農地を耕作する農産物生産者等を対象に、野生鳥獣防護柵の資材購入費を助成する。 <p>整備延長：8,500m</p> <p>※柵の種類については、現地の形状や対象鳥獣の被害状況を基に検討する。</p>

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
ニホンジカ ニホンザル イノシシ ツキノワグマ ハクビシン アライグマ	<ul style="list-style-type: none"> ・新規設置者に対して、実施隊やサポーター事業等による必要な助言、指導等に取り組む。 ・巡視員による追払い活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・新規設置者に対して、実施隊やサポーター事業等による必要な助言、指導等に取り組む。 ・巡視員による追払い活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・新規設置者に対して、実施隊やサポーター事業等による必要な助言、指導等に取り組む。 ・巡視員による追払い活動

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
----	------	------

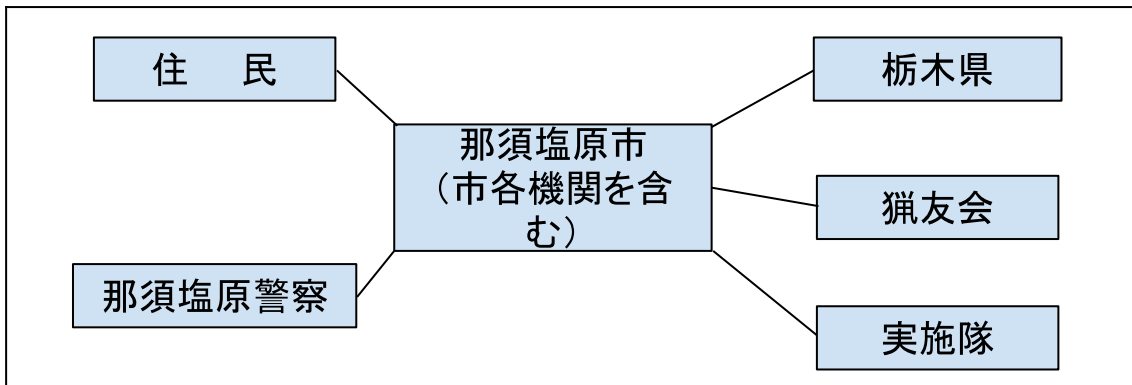
令和8年度	鳥獣全般	<ul style="list-style-type: none"> ・ 獣害対策アドバイザー講師派遣 ・ 獣害対策の普及啓発活動（広報誌及びホームページ掲載、みるメール配信、ツキノワグマの専門家によるレクチャー及び学校等への出前講座の開催） ・ 専門家によるカラス被害の対策指導（追払い機の活用等） ・ 鳥獣被害防止総合対策交付金の活用 ・ 指定管理鳥獣対策事業交付金の活用 ・ 実施隊による被害調査及び対策指導
令和9年度	鳥獣全般	<ul style="list-style-type: none"> ・ 獣害対策アドバイザー講師派遣 ・ 獣害対策の普及啓発活動（広報誌及びホームページ掲載、みるメール配信、ツキノワグマの専門家によるレクチャー及び学校等への出前講座の開催） ・ 専門家によるカラス被害の対策指導（追払い機の活用等） ・ 鳥獣被害防止総合対策交付金の活用 ・ 指定管理鳥獣対策事業交付金の活用 ・ 実施隊による被害調査及び対策指導
令和10年度	鳥獣全般	<ul style="list-style-type: none"> ・ 獣害対策アドバイザー講師派遣 ・ 獣害対策の普及啓発活動（広報誌及びホームページ掲載、みるメール配信、ツキノワグマの専門家によるレクチャー及び学校等への出前講座の開催） ・ 専門家によるカラス被害の対策指導（追払い機の活用等） ・ 鳥獣被害防止総合対策交付金の活用 ・ 指定管理鳥獣対策事業交付金の活用 ・ 実施隊による被害調査及び対策指導

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
栃木県	鳥獣被害防止に関する情報提供、助言、指導
那須塩原警察署	住民の安全確保
栃木県猟友会那須北支部、塩谷支部	有害鳥獣の捕獲
那須塩原市鳥獣被害対策実施隊	有害鳥獣の被害調査、対策指導、有害鳥獣の捕獲
那須塩原市	鳥獣被害防止に関する情報提供、助言、指導

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

<p>【焼却】 民間処理業者に委託する。費用については市が負担する。</p> <p>【埋設】 持ち出しができない場合等に、現地にて適切に埋設する。</p> <p>【自家消費】 イノシシ、ニホンジカについては、原子力災害特別措置法に基づく出荷制限があるため、捕獲者へは自家消費の自粛を促す。</p>

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	<p>東日本大震災の影響から、林産物を食する野生獣からは依然高い放射性物質が検出されている。加えて近年の豚熱発生によるイノシシへの感染及び影響も懸念されている。</p> <p>そのため、安全性を考慮し、食品をはじめ加工品等としての利用は当面の間、自粛している。モニタリング調査や簡易検査の結果を注視しながら、慎重に協議し対応していく。</p> <p>なお、イノシシについては、状況に応じて県の出荷・検査方針に基づき、那珂川町イノシシ肉加工施設への搬入も検討していく。</p>
ペットフード	状況に応じて検討する
皮革	状況に応じて検討する
その他 (油脂、骨製品、角)	状況に応じて検討する

製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	
----------------------	--

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	那須塩原市野生鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
被害地区代表	被害調査
猟友会	捕獲
鳥獣保護管理員	防除助言
鳥獣等対策巡視員	防除助言
那須野農業協同組合	被害調査
栃木県農業共済組合那須中央支所	被害調査
栃木県農業共済組合那須北支所	被害調査
那珂川北部漁業協同組合	被害調査
塩原漁業協同組合	被害調査
塩原そ菜生産出荷組合	被害調査
塩原高原野菜生産出荷組合	被害調査
那須塩原市森林組合	被害調査
たかはら森林組合	被害調査
塩那森林管理署	助言
栃木県林業センター	防除指導
栃木県県北環境森林事務所	防除指導
栃木県那須農業振興事務所	助言
那須塩原市	事務局

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
県北地域鳥獣被害対策連絡会議	県北地域の鳥獣被害対策の情報交換、広域的な被害対策

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

令和2年4月発足 構成員は市職員と猟友会会員 活動内容（現地確認、被害調査、被害対策指導、被害地区の定期的な巡回、鳥獣追払い、緊急時の出動、有害捕獲）

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

鳥獣被害の広域化に対応するため、近隣市町、県、関係機関と連携し被害対

策について検討する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

県東地域二ホンジカ対策協議会を通じて、隣接市町や県と連携し、広域的な管理や分布拡大の阻止について調査検討していく。

福島茨城栃木連携捕獲協議会とは県を通じて情報交換をしていく。

イノシシについては、市内で豚熱に感染した個体が確認されていることから、捕獲で使用した靴、衣類、道具、車両等の消毒を行う。また、捕獲したイノシシを現場に埋却せず搬出する場合、血液等が漏出しないようビニールで密閉する等の防疫措置を講じながら捕獲を強化する。